

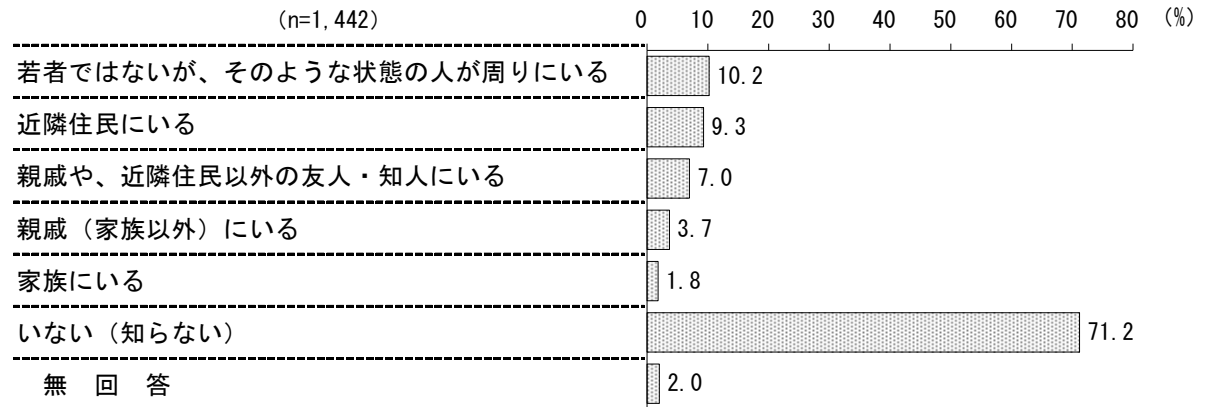
## 6 青少年の健全育成について

### (1) 「ひきこもり」の若者の存在

◇ 「いない (知らない)」が7割を超える

問20 あなたのまわりに「ひきこもり」と呼ばれる状態の若者はいますか。(○はいくつでも)

<図表6-1> 「ひきこもり」の若者の存在



まわりに「ひきこもり」と呼ばれる状態の若者が「いない (知らない)」(71.2%) が7割を超える。一方、「若者ではないが、そのような状態の人が周りにいる」(10.2%) が1割、「近隣住民にいる」(9.3%)、「親戚や、近隣住民以外の友人・知人にいる」(7.0%) が約1割程度となっている。

(図表6-1)

#### 【地域別】

地域別にみると、「葛南地域」(75.7%)、「印旛地域」(75.3%)で「いない (知らない)」が他の地域に比べて高くなっている。

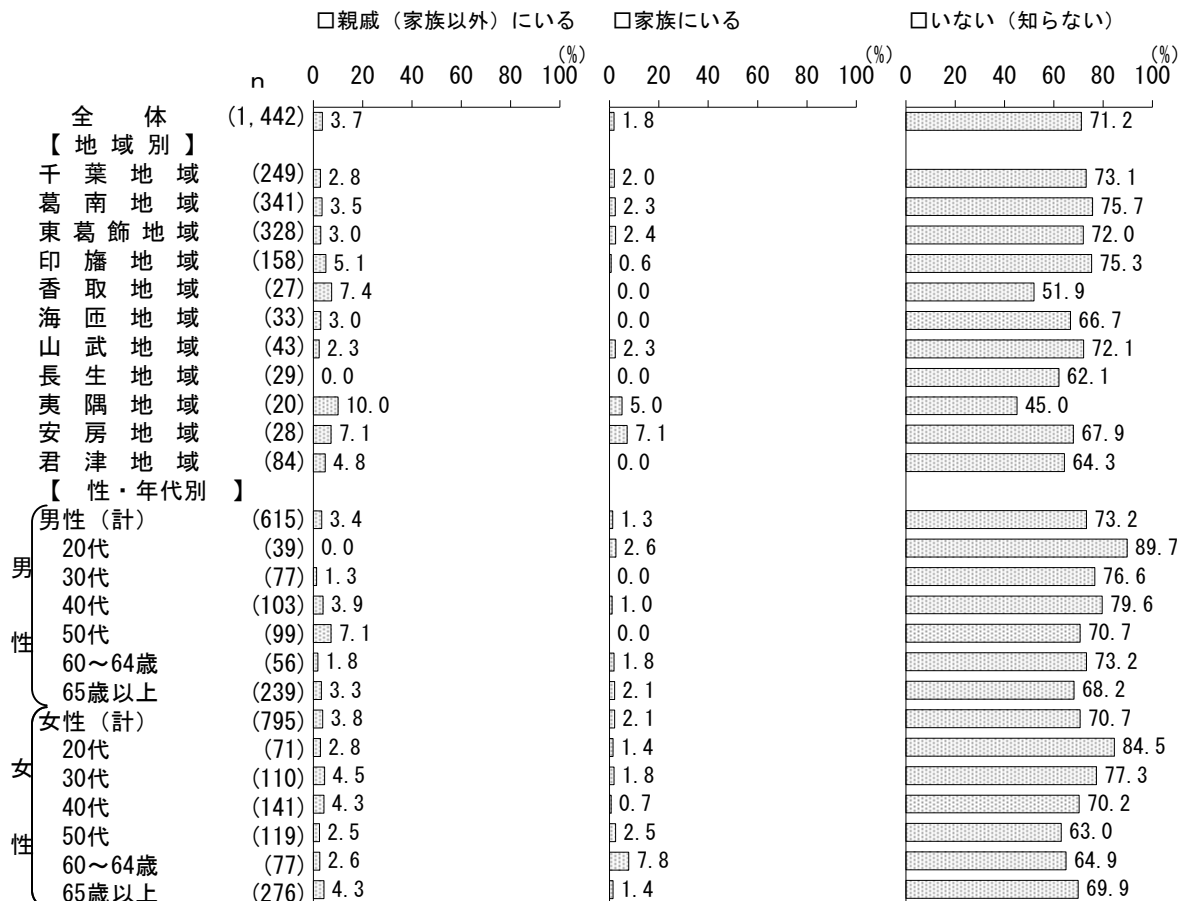
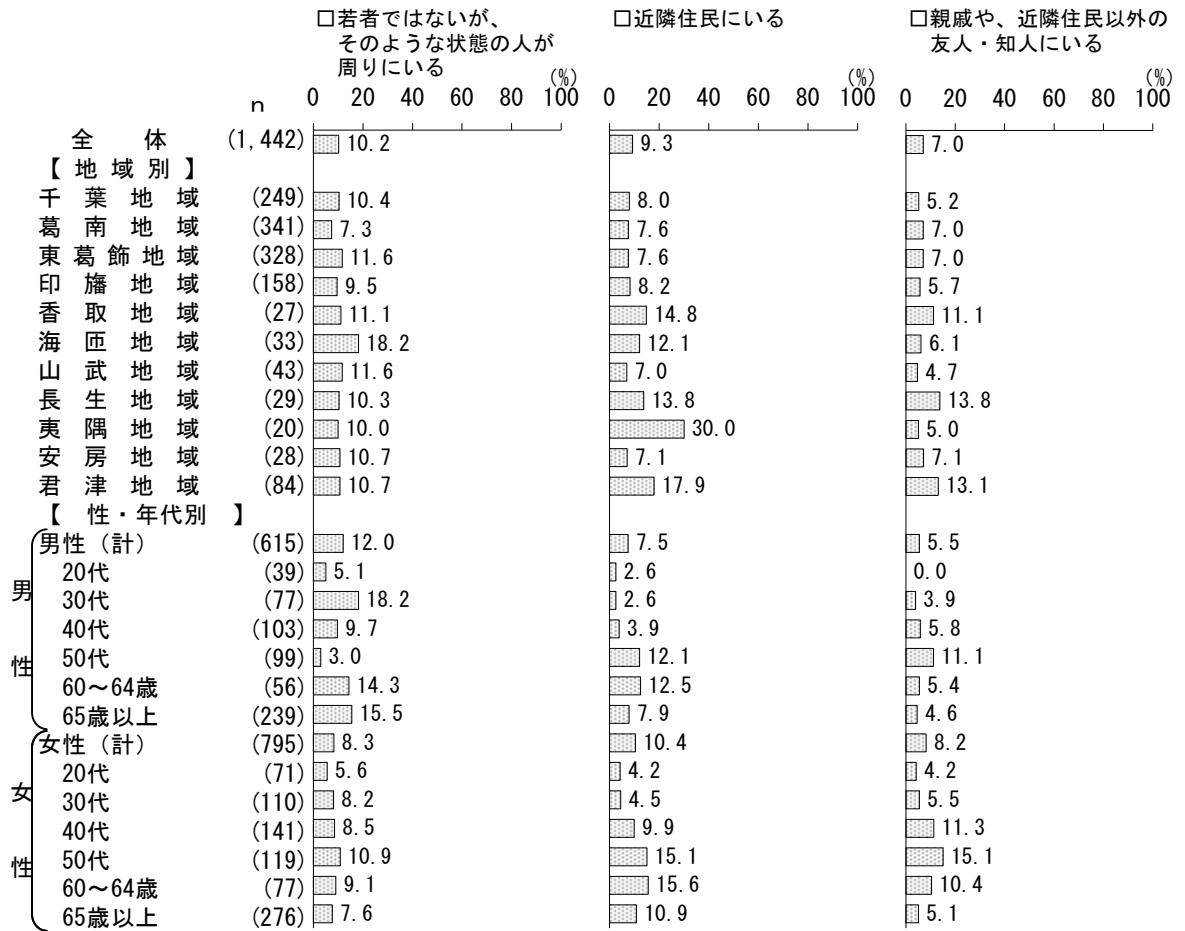
一方、「近隣住民にいる」が「夷隅地域」(30.0%)、「君津地域」(17.9%)で幾分多くあげられている。(図表6-2)

#### 【性・年代別】

性・年代別にみると、「いない (知らない)」が男性の20代(89.7%)で約9割、女性の20代(84.5%)で8割台半ばと、高くなっている。

一方、男性の30代(18.2%)で「若者ではないが、そのような状態の人が周りにいる」が約2割、女性の60~64歳(15.6%)、50代(15.1%)で「近隣住民にいる」が1割台半ばと、他の年代に比べて高くなっている。(図表6-2)

<図表6-2> 「ひきこもり」の若者の存在／地域別、性・年代別

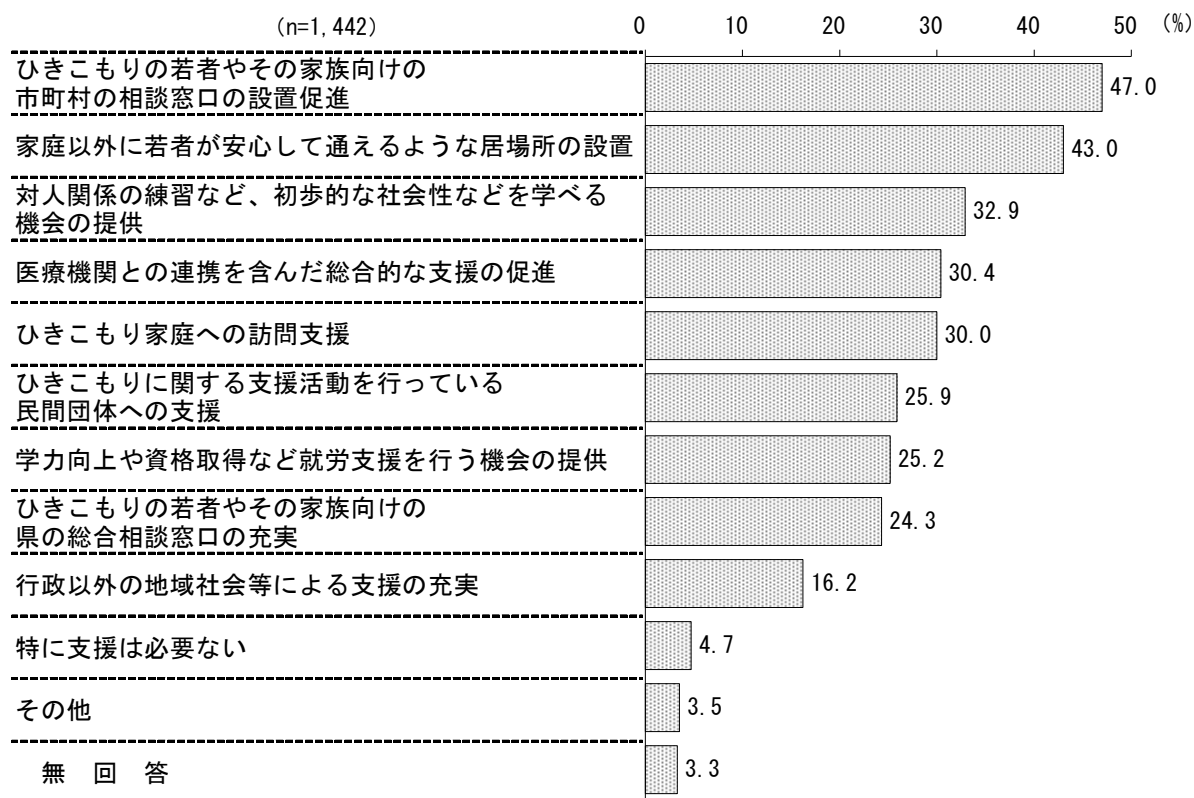


## (2) 「ひきこもり」の若者に必要な行政支援

◇「ひきこもりの若者やその家族向けの市町村の相談窓口の設置促進」が約5割

問21 あなたは「ひきこもり」と呼ばれる状態の若者に対し、行政はどのような支援を行うことが必要だと思われますか。(〇はいくつでも)

<図表6-3> 「ひきこもり」の若者に必要な行政支援



「ひきこもり」と呼ばれる状態の若者に対し、行政の支援として「ひきこもりの若者やその家族向けの市町村の相談窓口の設置促進」(47.0%)が約5割で最も多く、以下、「家庭以外に若者が安心して通えるような居場所の設置」(43.0%)、「対人関係の練習など、初歩的な社会性などを学べる機会の提供」(32.9%)、「医療機関との連携を含んだ総合的な支援の促進」(30.4%)、「ひきこもり家庭への訪問支援」(30.0%)が続く。(図表6-3)

### 【地域別】

地域別にみると、「ひきこもりの若者やその家族向けの市町村の相談窓口の設置促進」は“香取地域”(59.3%)、“印旛地域”(57.0%)が約6割、「家庭以外に若者が安心して通えるような居場所の設置」は“海匝地域”(51.5%)が5割を超え、他の地域に比べて高くなっている。(図表6-4)

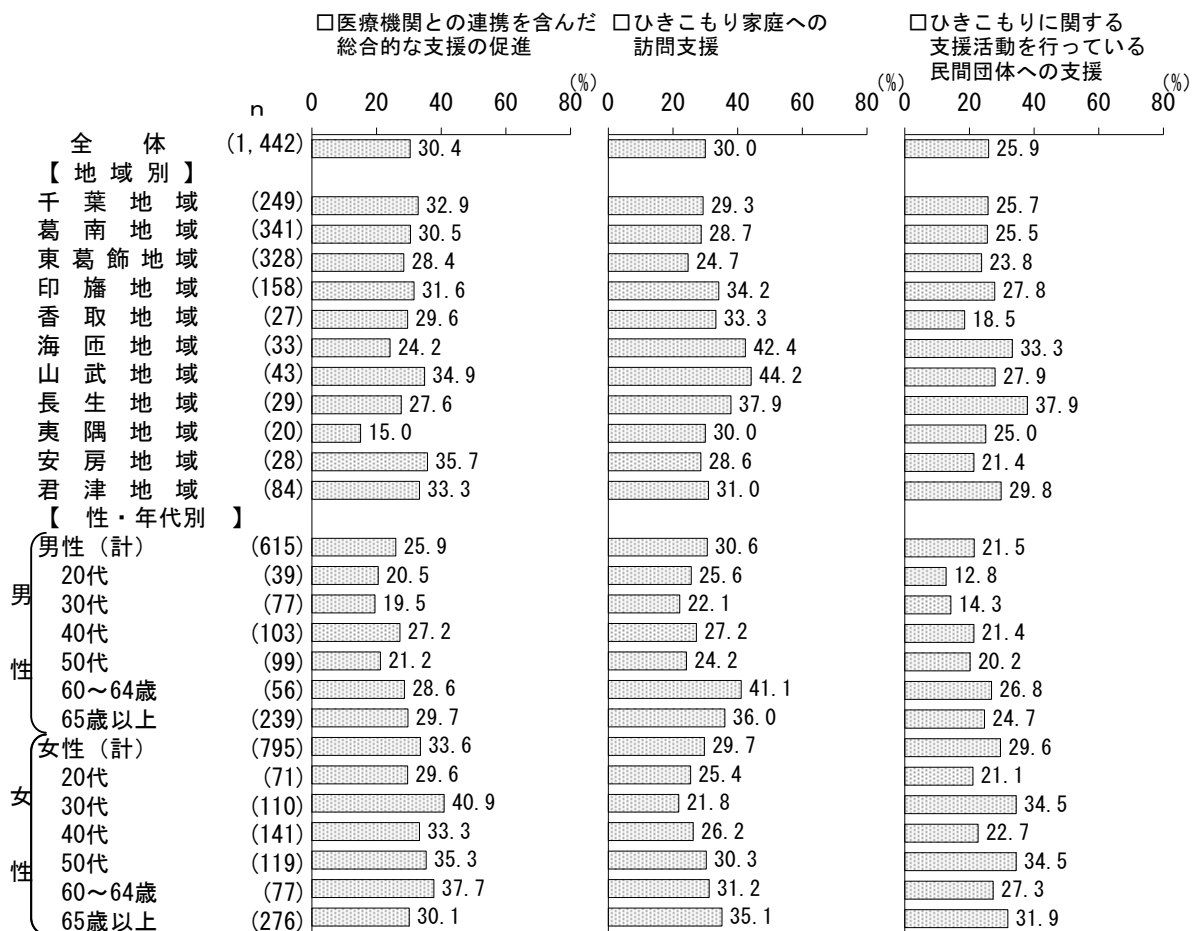
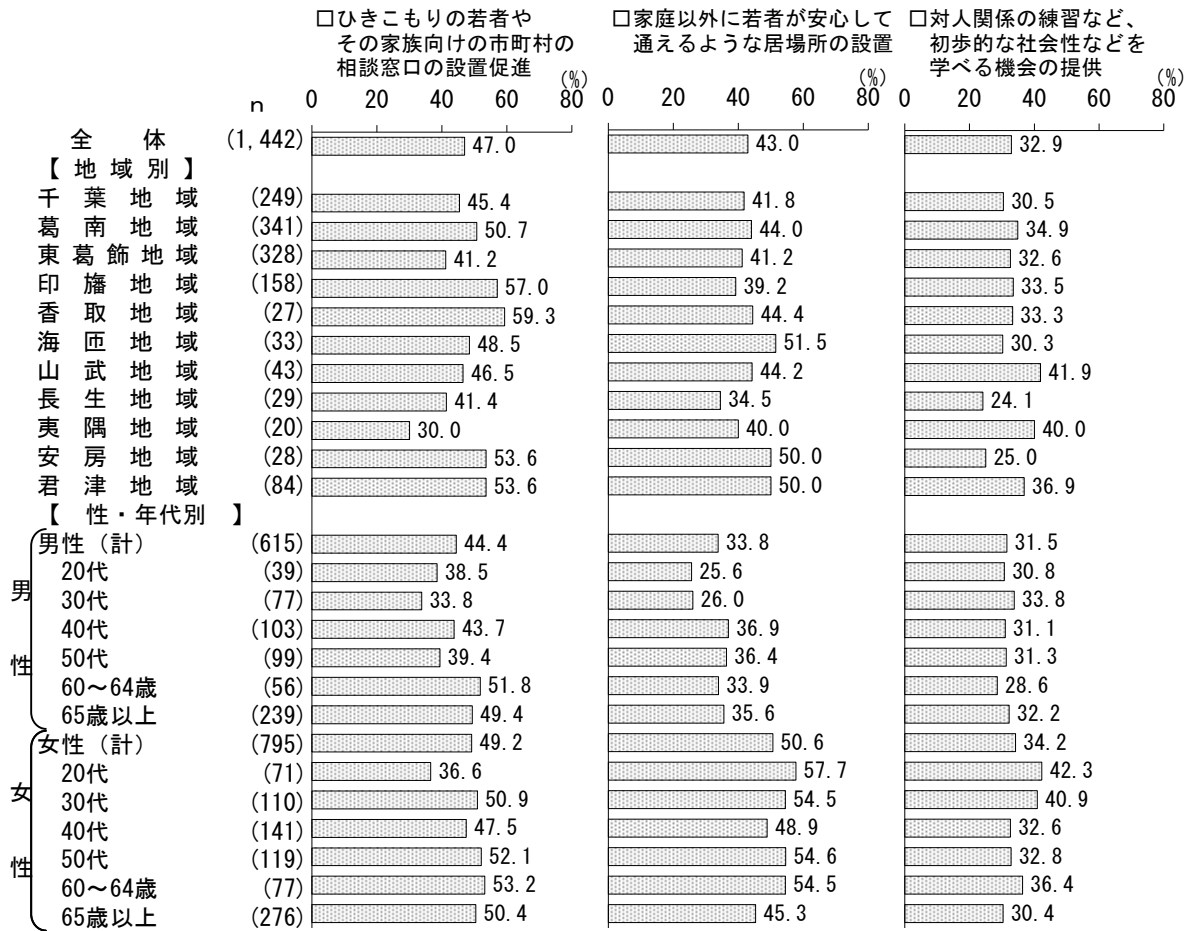
### 【性・年代別】

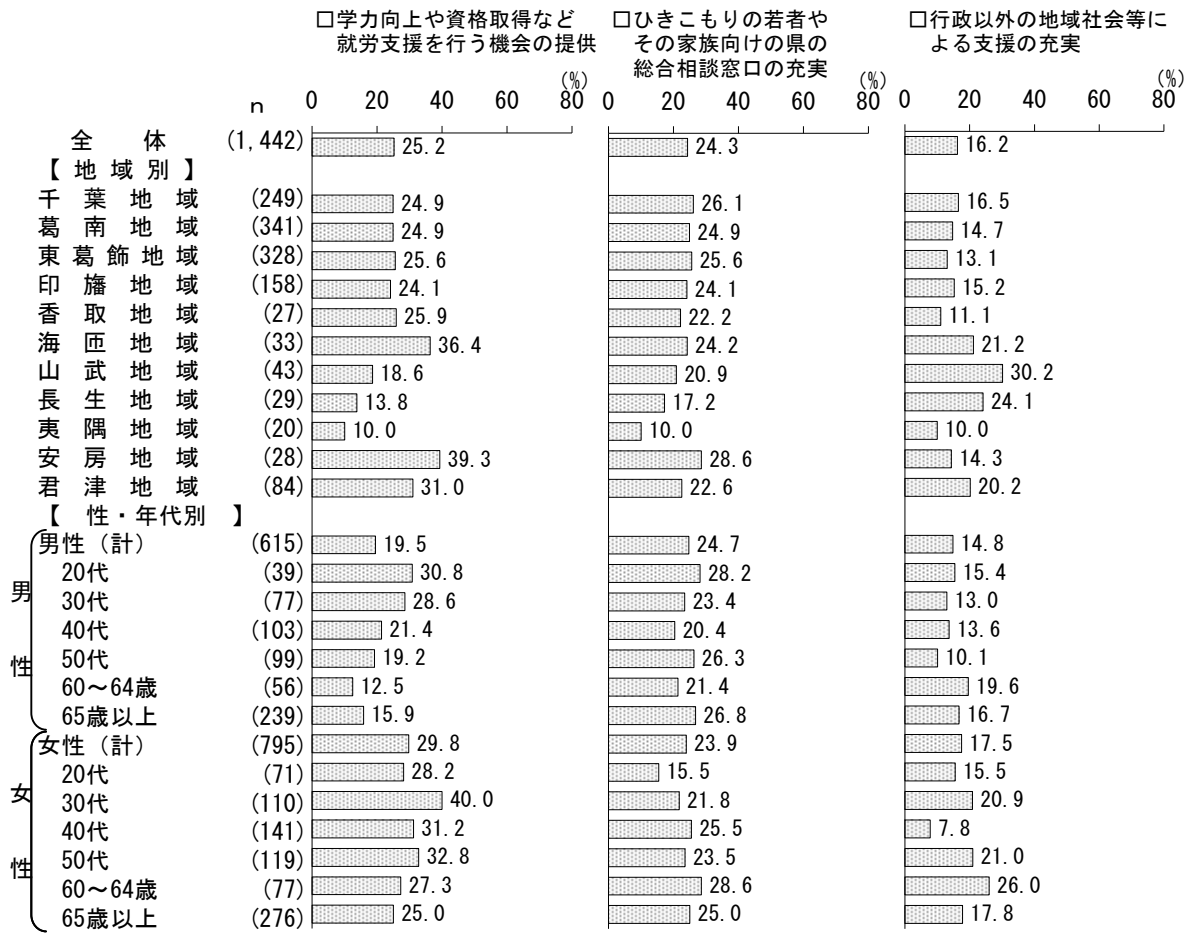
性・年代別にみると、「家庭以外に若者が安心して通えるような居場所の設置」が女性(50.6%)の方が高く、特に女性の20代(57.7%)で約6割と高くなっている。

「対人関係の練習など、初歩的な社会性などを学べる機会の提供」は女性の20代(42.3%)、「ひきこもり家庭への訪問支援」は男性の60~64歳(41.1%)で4割を超え、高くなっている。

「医療機関との連携を含んだ総合的な支援の促進」は、女性の30代(40.9%)で4割と高くなっている。(図表6-4)

<図表6-4> 「ひきこもり」の若者に必要な行政支援／地域別、性・年代別



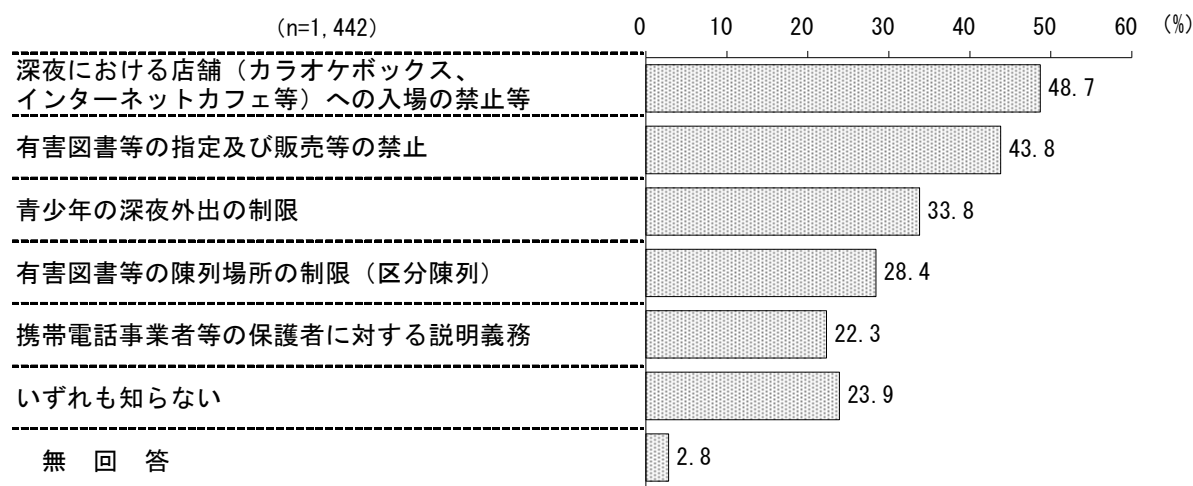


### (3) 青少年健全育成条例で知っている内容

◇「深夜における店舗（カラオケボックス、インターネットカフェ等）への入場の禁止等」が約5割

問22 県では、青少年を有害環境から保護するため青少年健全育成条例を制定しています。条例の中の次の項目のうち、知っているものはありますか。（〇はいくつでも）

<図表6-5> 青少年健全育成条例で知っている内容



青少年健全育成条例で知っている内容は、「深夜における店舗（カラオケボックス、インターネットカフェ等）への入場の禁止等」（48.7%）が約5割と最も多く、以下、「有害図書等の指定及び販売等の禁止」（43.8%）、「青少年の深夜外出の制限」（33.8%）となっている。

一方、「いずれも知らない」（23.9%）は2割台半ばとなっている。（図表6-5）

#### 【地域別】

地域別にみると、「深夜における店舗（カラオケボックス、インターネットカフェ等）への入場の禁止等」は“香取地域”（63.0%）で6割台半ば、“山武地域”（60.5%）で6割、“葛南地域”（55.1%）で5割台半ばと高くなっている。

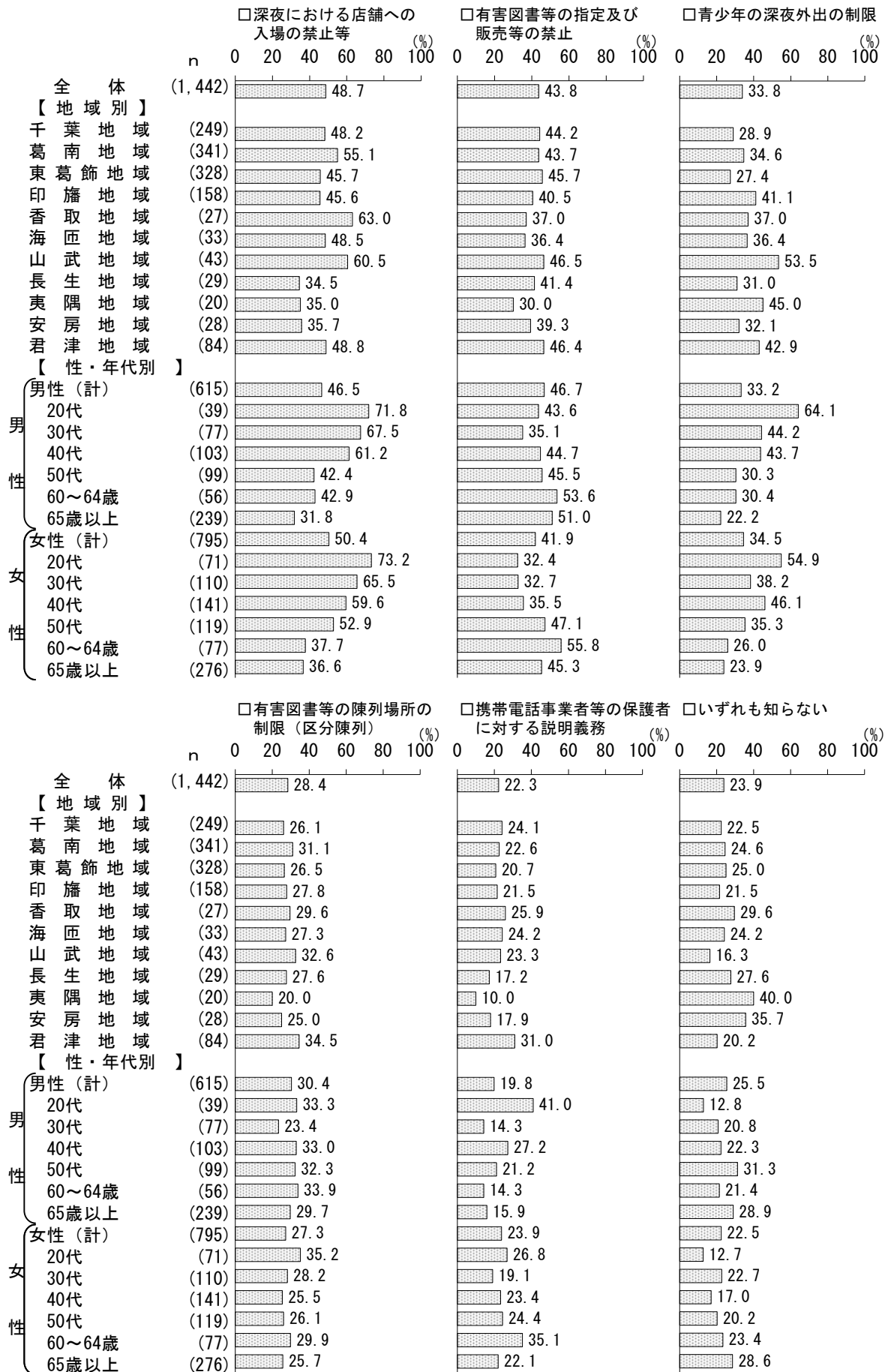
「青少年の深夜外出の制限」は“山武地域”（53.5%）で5割台半ば、「携帯電話事業者等の保護者に対する説明義務」は“君津地域”（31.0%）で3割を超えて高くなっている。（図表6-6）

#### 【性・年代別】

性・年代別にみると、「深夜における店舗（カラオケボックス、インターネットカフェ等）への入場の禁止等」は女性の20代（73.2%）で7割台半ば、男性の20代（71.8%）で7割を超えて特に高くなっている。

「有害図書等の指定及び販売等の禁止」は、女性の60～64歳（55.8%）、男性の60～64歳（53.6%）で5割台半ば、「青少年の深夜外出の制限」は男性の20代（64.1%）で6割台半ば、女性の20代（54.9%）で5割台半ば、「携帯電話事業者等の保護者に対する説明義務」は男性の20代（41.0%）で4割を超えて高くなっている。（図表6-6）

<図表6-6> 青少年健全育成条例で知っている内容／地域別、性・年代別



このほかに、「青少年の健全育成について」やここまでの質問（問20～問22）について、ご意見やご提案があればご自由にお書きください。

ご意見やご提案を自由に記述していただいたところ、164人から回答が寄せられた。一部抜粋してご意見を記載するものとする。

#### ■「青少年の健全育成について」の自由回答（抜粋）

○親、学校教育、企業を含めた社会全体、政治家を含めた全体的見地からのあらゆる倫理や道徳指導の必要性と環境整備。（男性、65歳以上、千葉地域）

○禁止や制限をするだけでなく、正しい知識や情報を得る機会や場を設けると更に良いと思う。  
（男性、20代、印旛地域）

○実は親の教育が必要です。親の意識がしっかりしていないと、かわいそうな家庭環境になります。昔も今も「やっていいこと・悪いこと」は同じです。家庭での話し合いの場が大切です。  
（女性、50代、葛南地域）

○条例の制定や罰則（あるのかどうかも含め）、県民の理解が足りないのではないか。条例内容の保護者会での説明や街頭でのパンフ配布等の積極的なアピールをするべき。  
（男性、30代、葛南地域）

○いわゆる「ひきこもり」のお子さんをお持ちのご家族のご要望を聞くことが第一である。第三者が行政はこうすべきだとは言えない（その苦しみや悩みは同情できても実感できない）。  
（男性、65歳以上、東葛飾地域）

○青少年を守るにはマスコミ、有害図書、携帯電話等の影響が大変大きいと思います。その様な物の普及にも、更に相当の制限が必要かと思います。（女性、65歳以上、長生地域）

○まずは親と周囲の環境を改善した方が良い。子供は親を見て育ちます。私も親という立場になって気が付きましたが、自分勝手に幼い親が多いと思う。（男性、30代、東葛飾地域）

○親からのダメだけでなく、条例として制限や禁止などをしてもらえているのは助かると思う。  
（女性、40代、葛南地域）

○青少年になって症状が出るのではなく、もっと幼い頃からのことが影響しているのではないかと思う。その為に、義務教育の段階で、学校と連携をとり、対処していくのはどうなのだろうか。（女性、30代、千葉地域）